

(件名) 鹿労委令和元年(不)第1号鹿児島市(交通局)事件に関する公平・中立な調査及び審査・審問のやり直しに基づいた確認書の締結の命令等を求める陳情

(陳情の趣旨)

都道府県労働委員会は、労働関係の公正な調整等を図るため、労働組合法に基づき設置された行政機関(行政委員会)です。また「労働委員会は公正・中立な機関」として機能しなければなりません。

陳情者が勤務している鹿児島市交通局には、陳情者が所属する全国労働組合総連合(全労連)傘下である「全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部鹿児島市営電車・バス分会」と、日本労働組合総連合会(連合)傘下である「自治労鹿児島交通労働組合」という二つの異なる労働組合が存在します。

しかしながら、現在の鹿児島県労働委員会の労働者委員は、連合に所属する委員のみで構成されており、全労連所属の委員は一人も含まれておりません。

また、委員の任命や事務局職員の任命は知事が行いますが、仕事は全て委員会に任されているため、外部からなんら制約を受けることがないことにより、公平・中立な委員の任命や調査・審査・審問が行われておりません。

その結果、陳情者が令和元年8月2日に鹿児島県労働委員会に提出しました、鹿児島市交通局の不当労働行為救済申立て(鹿労委令和元年(不)第1号鹿児島市(交通局)事件)の審査においては、陳情者の申立事実に基づいた争点及び意見書が全く考慮されず、同委員会が一方的な争点を作成した上で調査・審査・審問が強行され、命令書が発出されました。

これは「鹿児島県労働委員会の手引」に明記されている「労働委員会は公正・中立な機関である」という原則に反するものであり、鹿児島県労働委員会が発出した「審査計画書」及び「命令書」は無効です。

そのため、中央労働委員会(中労委)へ再審査の申立てをしたいと考えておりますが、鹿児島県が地理的に遠方にあるため時間的・費用的に手続きの実現に困難をきたしております。

以上の趣旨に基づき、下記事項について陳情いたします。

記

1. 鹿児島県労働委員会の労働者委員は、連合鹿児島所属の委員のみで構成されており、調査・審査・審問の過程における偏った関与や影響の可能性を排除するため、全労連をはじめ他の労働組合に所属する委員も等しく推薦し、公正・中立な調査及び審査・審問を行うよう、鹿児島県労働委員会に対し申し入れを行うこと。
2. 鹿児島県労働委員会に対し、法律に基づいた審議を行い、陳情者が同委員会に提出した申立事実に基づいた争点及び意見書を適切に考慮し、公平・中立な調査及び審査・審問のやり直しを行い、鹿児島市交通局と陳情者が未払い賃金の支払いや4名の組合員に対する不当解雇等の不当労働行為に関する確認書を締結するよう申し入れを行うこと。

3. 中央労働委員会への再審査の申立てについては、鹿児島県が地理的に東京から遠方に位置するため、手続き実現に向けた補助金を導入すること。